

## 【表紙】

|                                          |                             |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| 【提出書類】                                   | 有価証券届出書                     |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長 殿                    |
| 【提出日】                                    | 2025年 4 月10日 提出             |
| 【発行者名】                                   | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社       |
| 【代表者の役職氏名】                               | 代表取締役社長 八木 正展               |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 5 号       |
| 【事務連絡者氏名】                                | 田原 輝行                       |
| 【電話番号】                                   | 03-5210-8500                |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | N Z A M 日本好配当株オープン（3 ヶ月決算型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 発行価額の総額 上限 1 兆円             |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。                 |

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

N Z A M 日本好配当株オープン（３ヵ月決算型）（愛称 四季の便り）  
（以下「ファンド」という場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した１口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社<sup>（注）</sup>に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

### （５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いを除きます。以下同じ。）の申込>の場合  
申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」<sup>（注）</sup>により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

#### < 確定拠出年金制度に基づく申込<sup>（注）</sup> > の場合

無手数料となります。

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

#### （６）【申込単位】

##### < 通常の申込 > の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

１円以上１円単位とします。

#### （７）【申込期間】

2025年４月11日から2025年10月10日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

##### ■ 照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三井住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

#### （１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型投信   | 国 内    | 株 式               |
|         | 海 外    | 債 券               |
| 追加型投信   | 内 外    | 不動産投信             |
|         |        | その他資産（ ）          |
|         |        | 資産複合              |

**追 加 型 投 信：**一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**国 内：**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**株 式：**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

| 投資対象資産   | 決算頻度         | 投資対象地域      |
|----------|--------------|-------------|
| 株 式      | 年1回          | グローバル       |
|          |              | 日本          |
|          | 年2回          | 北米          |
|          |              | 欧州          |
| 債 券      | 年4回          | アジア         |
|          | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア       |
|          |              | 中南米         |
|          |              | アフリカ        |
|          | 年12回<br>(毎月) | 中近東<br>(中東) |
|          |              | エマージング      |
| 不動産投信    | 日々           |             |
| その他資産（ ） |              |             |
| 資産複合（ ）  | （ その他 ）      |             |
| 資産配分固定型  |              |             |
| 資産配分変更型  |              |             |

**株 式（一般）：**大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

**年 4 回：**目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

**日 本：**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第 3 条））

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## 1 わが国の好配当株に投資します。

- 当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。
- 運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等にも着目した投資銘柄の選定を行います。

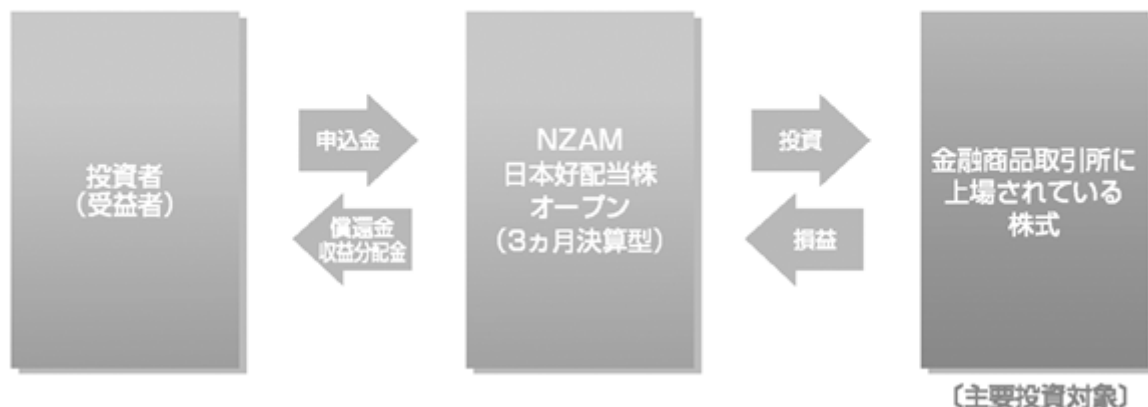
\* 配当利回りは、株価に対する配当金の割合を示す指標であり、予想配当利回りは、予想配当金を用いた値です。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{ 株あたり配当金} \div \text{株価}$$

### ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



## 2 原則として、年4回の分配を目指します。

- 投資する株式の配当収益・売却益（評価益を含みます）等を原資として、年4回の分配を目指します。
  - 決算時（1月・4月・7月・10月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。
  - 原則として配当等収益を中心に分配を行い、1月および7月は売却益等（ボーナス分配）を上乗せした分配を行います。
  - 分配金は、委託会社が決定します。原則として年4回の収益分配を目指しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。ボーナス分配についても、基準価額の水準等を勘案し、分配を行わない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### （分配金受取りのイメージ）



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

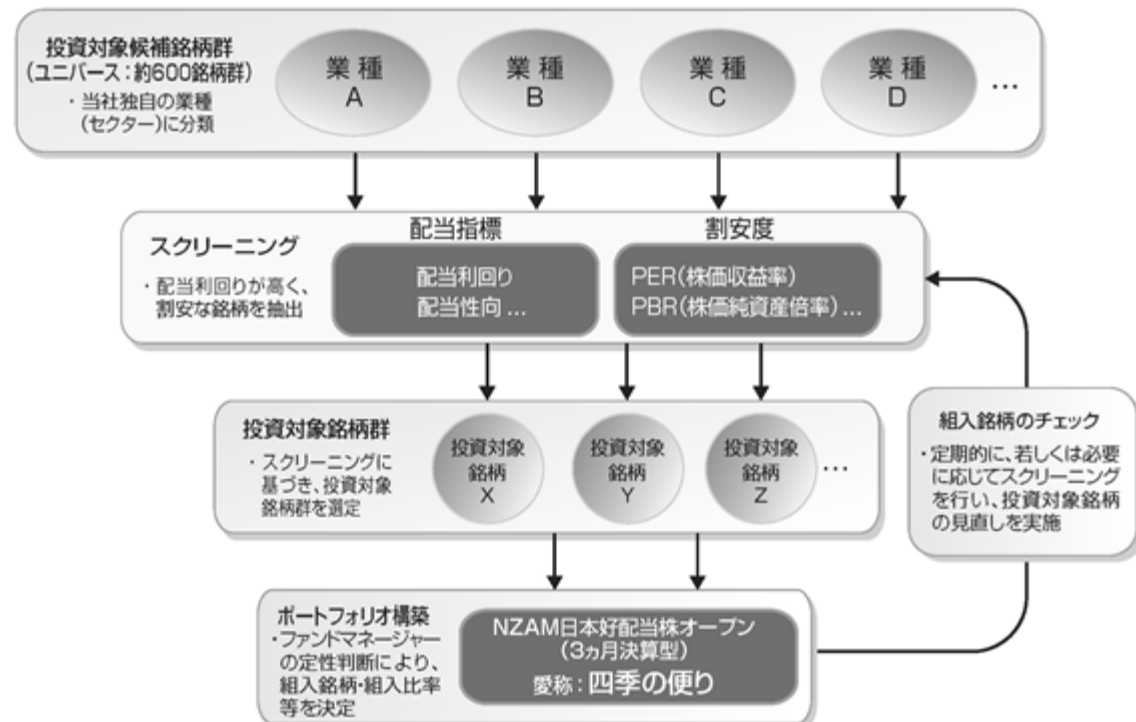
注) 分配金の取扱いは、分配金受取（一般）コースと分配金再投資（累積投資）コースの2つの方法があります。「分配金再投資（累積投資）コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

### 主な投資制限

- ◎ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

### 3 一貫したプロセスで運用を行います。

- 投資対象候補銘柄群(ユニバース)の中から、「配当指標」、「株価の割安度」等によるスクリーニングを実施します。
- スクリーニングに基づき投資対象銘柄を選定し、ファンドマネージャーが「定性分析」により、組入銘柄・組入比率を決定します。



\*配当性向は、当期純利益のうち、株主にどの程度配当したかを示す指標であり、一般的に配当性向が低い場合、株主への配当を増やす力(配当余力)が大きいと言えます。

配当性向 = 1株あたり配当金 ÷ 1株あたり利益

\*PER、PBRは、株価の割高／割安度を測る指標であり、数値が低いほど割安と判断されます。

・PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株あたり利益

・PBR(株価純資産倍率) = 株価 ÷ 1株あたり純資産

(注)資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

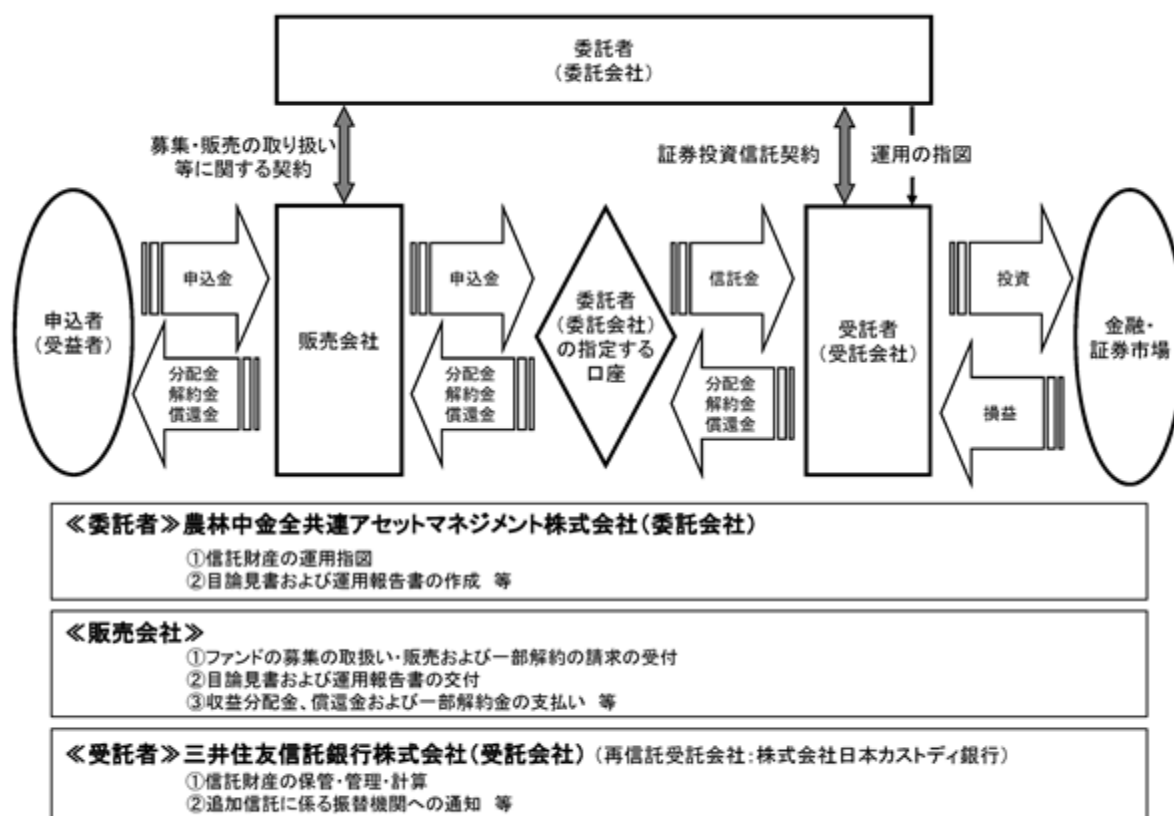
#### (2) 【ファンドの沿革】

2008年2月1日 有価証券届出書の提出

2008年2月18日 募集開始日

2008年3月3日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

## (3) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（2025年2月28日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

| 株主名           | 住所                | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------|-------------------|------------|-------------|
| 農林中央金庫        | 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 | 19,551     | 66.66       |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 | 9,779      | 33.34       |

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b．運用方法

##### 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

（イ）主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等に着眼して投資銘柄を選定することにより、安定的な配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。

（ハ）株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

（ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記の（イ）から（ハ）までの運用ができない場合があります。

（ホ）国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国のこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

### （２）【投資対象】

#### a．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### b．運用の指図範囲（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号（上記1.）から第7号（上記7.）までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号（上記13.）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1.）の証券または証書および第8号（上記8.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」、第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券および第8号（上記8.）の証券のうち第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」、第9号（上記9.）および第10号（上記10.）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

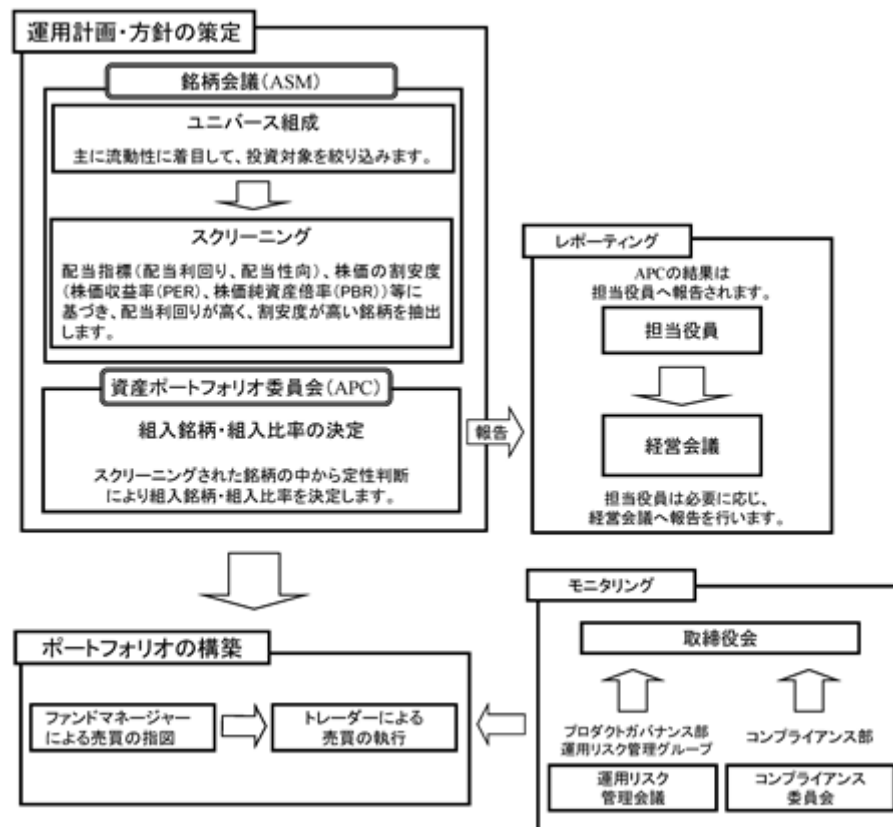
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号（上記 5.）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記 ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

#### １．運用体制

N Z A M 日本好配当株オープン（３ヵ月決算型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### <銘柄会議（ASM）>

決定された運用計画の範囲内で、ポートフォリオを構築するための個別銘柄の相対的な優位性や短期売買タイミング等を決定します。

#### <資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月１回以上開催し、資産内のセクター、ファクター等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### ２．ファンドの運用に携わる人員等

| 部署                         | 人員                             |
|----------------------------|--------------------------------|
| 運用部                        | 100名程度<br>（うち 投資判断に携わる者 85名程度） |
| レーディング部                    | 10名程度                          |
| コンプライアンス部                  | 10名程度                          |
| プロダクトガバナンス部<br>運用リスク管理グループ | 5 名程度                          |

#### ３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（原則として１月、４月、７月、１０月の各１０日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

##### b．収益の分配方式（約款第35条）

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### c．収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに、支払いを開始するものとします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

##### a．株式への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

株式への投資割合には、制限を設けません。

##### b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

##### c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第16条第４項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

##### d．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第16条第５項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

##### e．投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g．信用取引の指図範囲（約款第21条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、次の各号（下記1.～6.）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1.～6.）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h．先物取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## j. デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## k. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## l. 有価証券の売却等の指図（約款第26条）

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## m. 再投資の指図（約款第27条）

委託者は、約款第26条（上記 l.）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## n. 資金の借り入れ（約款第28条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

## o. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

## p. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

### 3【投資リスク】

#### （１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### （２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 株式の組入比率は、原則として高位に保ちますので、株式相場の変動に伴い、基準価額は大きく変動することもあります。

#### （３）投資リスクに対する管理体制

##### フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、業種等のリスク配分の分散状況を管理し、リスク管理の実績を毎月、資産ポートフォリオ委員会に報告しています。

### ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

#### [ 運用リスク管理会議 ]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [ コンプライアンス委員会 ]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 【参考情報】

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

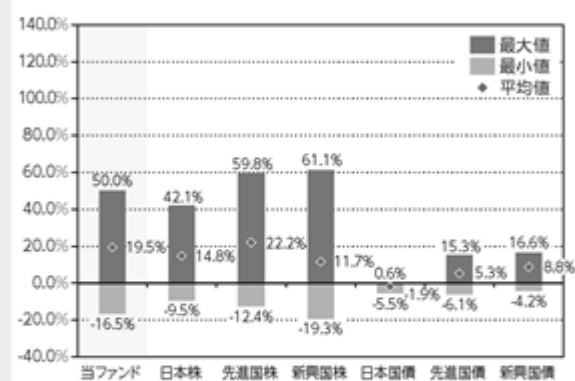


\*2020年3月～2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



\*2020年3月～2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*各資産クラスの指数

日本株…… 配当込みTOPIX

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

###### <通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

###### <確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

無手数料となります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

##### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

##### （３）【信託報酬等】

###### 信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.056%（税抜0.96%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

| 委託者   | 販売会社  | 受託者   | 合計    |
|-------|-------|-------|-------|
| 0.45% | 0.45% | 0.06% | 0.96% |

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

##### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

##### ○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

##### ○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

##### ○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

##### ○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

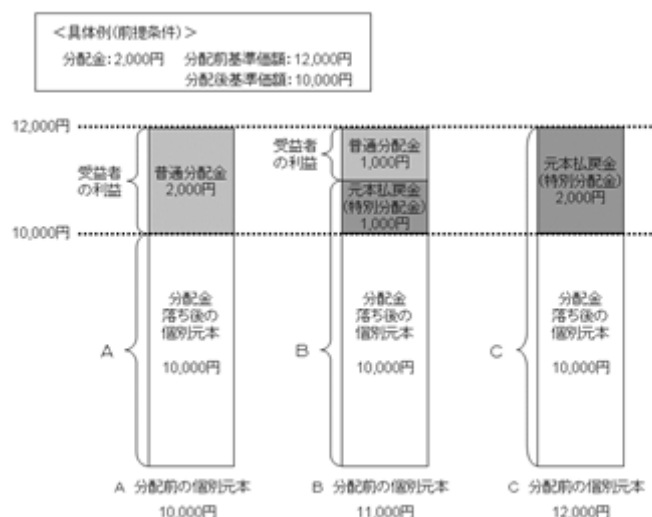
#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配時の個別元本のイメージ図 >



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

#### (注意)

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2025年2月28日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

**《参考情報:ファンドの総経費率》**

直近の運用報告書作成の対象期間(2024年7月11日～2025年1月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 |  | ②その他費用の比率 |  |
|-----------|------------|--|-----------|--|
|           | 1.07%      |  | 0.00%     |  |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

2025年 2月28日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）【投資状況】

| 資産の種類               | 国／地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式                  | 日本   | 1,116,625,890 | 98.45   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —    | 17,570,897    | 1.55    |
| 合計(純資産総額)           |      | 1,134,196,787 | 100.00  |

### （２）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名                           | 業種         | 数量又は<br>額面総額 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|----|-------------------------------|------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ               | 銀行業        | 10,800       | 3,756.20          | 40,566,971        | 3,792.00         | 40,953,600       | 3.61            |
| 2  | 日本   | 株式 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ             | 銀行業        | 20,800       | 1,902.60          | 39,574,087        | 1,903.00         | 39,582,400       | 3.49            |
| 3  | 日本   | 株式 | S O M P Oホールディングス             | 保険業        | 8,200        | 4,022.02          | 32,980,570        | 4,425.00         | 36,285,000       | 3.20            |
| 4  | 日本   | 株式 | 住友電気工業                        | 非鉄金属       | 10,400       | 2,741.45          | 28,511,136        | 2,618.50         | 27,232,400       | 2.40            |
| 5  | 日本   | 株式 | ソフトバンク                        | 情報・通信業     | 119,500      | 193.09            | 23,075,060        | 213.70           | 25,537,150       | 2.25            |
| 6  | 日本   | 株式 | M S & A Dインシュアランスグループホールディングス | 保険業        | 8,100        | 3,202.02          | 25,936,376        | 3,130.00         | 25,353,000       | 2.24            |
| 7  | 日本   | 株式 | M I X I                       | サービス業      | 6,100        | 2,921.94          | 17,823,834        | 3,505.00         | 21,380,500       | 1.89            |
| 8  | 日本   | 株式 | 本田技研工業                        | 輸送用機器      | 15,000       | 1,524.43          | 22,866,582        | 1,393.00         | 20,895,000       | 1.84            |
| 9  | 日本   | 株式 | 鹿島建設                          | 建設業        | 6,100        | 2,699.07          | 16,464,343        | 3,114.00         | 18,995,400       | 1.67            |
| 10 | 日本   | 株式 | 小松製作所                         | 機械         | 4,000        | 4,281.96          | 17,127,852        | 4,466.00         | 17,864,000       | 1.58            |
| 11 | 日本   | 株式 | 日本製鉄                          | 鉄鋼         | 4,900        | 3,050.11          | 14,945,568        | 3,329.00         | 16,312,100       | 1.44            |
| 12 | 日本   | 株式 | 神戸製鋼所                         | 鉄鋼         | 9,200        | 1,554.40          | 14,300,499        | 1,770.00         | 16,284,000       | 1.44            |
| 13 | 日本   | 株式 | F P G                         | 証券、商品先物取引業 | 6,500        | 2,718.08          | 17,667,574        | 2,436.00         | 15,834,000       | 1.40            |
| 14 | 日本   | 株式 | 東京建物                          | 不動産業       | 6,600        | 2,499.87          | 16,499,153        | 2,389.50         | 15,770,700       | 1.39            |
| 15 | 日本   | 株式 | 西松建設                          | 建設業        | 3,200        | 5,052.67          | 16,168,561        | 4,896.00         | 15,667,200       | 1.38            |
| 16 | 日本   | 株式 | 山口フィナンシャルグループ                 | 銀行業        | 9,400        | 1,615.36          | 15,184,419        | 1,644.00         | 15,453,600       | 1.36            |
| 17 | 日本   | 株式 | T H K                         | 機械         | 4,000        | 3,614.40          | 14,457,600        | 3,796.00         | 15,184,000       | 1.34            |
| 18 | 日本   | 株式 | みずほフィナンシャルグループ                | 銀行業        | 3,600        | 3,902.87          | 14,050,341        | 4,177.00         | 15,037,200       | 1.33            |
| 19 | 日本   | 株式 | 住友商事                          | 卸売業        | 4,300        | 3,248.01          | 13,966,443        | 3,354.00         | 14,422,200       | 1.27            |
| 20 | 日本   | 株式 | 四国電力                          | 電気・ガス業     | 12,400       | 1,202.17          | 14,906,932        | 1,155.50         | 14,328,200       | 1.26            |

|    |    |    |                  |            |        |          |            |          |            |      |
|----|----|----|------------------|------------|--------|----------|------------|----------|------------|------|
| 21 | 日本 | 株式 | 大和ハウス工業          | 建設業        | 2,900  | 4,639.04 | 13,453,217 | 4,936.00 | 14,314,400 | 1.26 |
| 22 | 日本 | 株式 | クレディセゾン          | その他金融業     | 4,000  | 3,570.87 | 14,283,480 | 3,521.00 | 14,084,000 | 1.24 |
| 23 | 日本 | 株式 | ひろぎんホールディングス     | 銀行業        | 11,900 | 1,132.96 | 13,482,249 | 1,176.50 | 14,000,350 | 1.23 |
| 24 | 日本 | 株式 | A O K I ホールディングス | 小売業        | 11,300 | 1,281.44 | 14,480,299 | 1,235.00 | 13,955,500 | 1.23 |
| 25 | 日本 | 株式 | S B I ホールディングス   | 証券、商品先物取引業 | 3,000  | 3,923.24 | 11,769,739 | 4,332.00 | 12,996,000 | 1.15 |
| 26 | 日本 | 株式 | S U B A R U      | 輸送用機器      | 4,700  | 2,676.33 | 12,578,794 | 2,753.50 | 12,941,450 | 1.14 |
| 27 | 日本 | 株式 | 野村不動産ホールディングス    | 不動産業       | 3,000  | 3,914.86 | 11,744,599 | 4,274.00 | 12,822,000 | 1.13 |
| 28 | 日本 | 株式 | エクシオグループ         | 建設業        | 7,300  | 1,700.45 | 12,413,312 | 1,734.50 | 12,661,850 | 1.12 |
| 29 | 日本 | 株式 | 三井住友トラストグループ     | 銀行業        | 3,300  | 3,637.85 | 12,004,915 | 3,825.00 | 12,622,500 | 1.11 |
| 30 | 日本 | 株式 | 中部電力             | 電気・ガス業     | 7,700  | 1,601.78 | 12,333,726 | 1,586.50 | 12,216,050 | 1.08 |

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種         | 投資比率<br>( % ) |
|----|---------|------------|---------------|
| 株式 | 国内      | 鉱業         | 0.97          |
|    |         | 建設業        | 8.66          |
|    |         | 食料品        | 0.69          |
|    |         | パルプ・紙      | 1.80          |
|    |         | 化学         | 3.43          |
|    |         | 石油・石炭製品    | 2.45          |
|    |         | ゴム製品       | 0.77          |
|    |         | ガラス・土石製品   | 2.57          |
|    |         | 鉄鋼         | 4.05          |
|    |         | 非鉄金属       | 4.63          |
|    |         | 金属製品       | 1.53          |
|    |         | 機械         | 6.99          |
|    |         | 電気機器       | 0.87          |
|    |         | 輸送用機器      | 5.59          |
|    |         | 電気・ガス業     | 3.76          |
|    |         | 陸運業        | 0.75          |
|    |         | 海運業        | 1.03          |
|    |         | 倉庫・運輸関連業   | 0.27          |
|    |         | 情報・通信業     | 3.10          |
|    |         | 卸売業        | 6.15          |
|    |         | 小売業        | 3.65          |
|    |         | 銀行業        | 13.97         |
|    |         | 証券、商品先物取引業 | 4.24          |
|    |         | 保険業        | 5.43          |
|    |         | その他金融業     | 4.25          |
|    |         | 不動産業       | 3.00          |
|    |         | サービス業      | 3.84          |
| 合計 |         | 98.45      |               |

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

| 期別                    | 純資産総額（円）      |               | 1万口当たり純資産額（円） |        |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
|                       | （分配落）         | （分配付）         | （分配落）         | （分配付）  |
| 第15特定期間末（2015年 7月10日） | 450,975,717   | 492,696,920   | 11,025        | 12,045 |
| 第16特定期間末（2016年 1月12日） | 485,256,937   | 488,743,249   | 9,743         | 9,813  |
| 第17特定期間末（2016年 7月11日） | 489,793,849   | 492,636,964   | 8,614         | 8,664  |
| 第18特定期間末（2017年 1月10日） | 579,175,915   | 625,491,304   | 10,754        | 11,614 |
| 第19特定期間末（2017年 7月10日） | 696,907,615   | 732,663,698   | 10,525        | 11,065 |
| 第20特定期間末（2018年 1月10日） | 718,481,265   | 790,243,234   | 11,113        | 12,223 |
| 第21特定期間末（2018年 7月10日） | 1,144,989,424 | 1,151,822,446 | 10,054        | 10,114 |
| 第22特定期間末（2019年 1月10日） | 1,080,994,838 | 1,086,916,420 | 9,128         | 9,178  |
| 第23特定期間末（2019年 7月10日） | 1,147,279,016 | 1,153,593,898 | 9,084         | 9,134  |
| 第24特定期間末（2020年 1月10日） | 1,094,481,105 | 1,100,050,427 | 9,826         | 9,876  |
| 第25特定期間末（2020年 7月10日） | 889,505,487   | 895,275,531   | 7,708         | 7,758  |
| 第26特定期間末（2021年 1月12日） | 1,016,258,436 | 1,021,751,799 | 9,250         | 9,300  |
| 第27特定期間末（2021年 7月12日） | 823,883,795   | 837,471,525   | 10,308        | 10,478 |
| 第28特定期間末（2022年 1月11日） | 785,422,794   | 822,726,827   | 10,527        | 11,027 |
| 第29特定期間末（2022年 7月11日） | 779,703,521   | 808,682,153   | 10,493        | 10,883 |
| 第30特定期間末（2023年 1月10日） | 742,311,493   | 779,045,654   | 10,508        | 11,028 |
| 第31特定期間末（2023年 7月10日） | 805,192,289   | 912,518,642   | 11,478        | 13,008 |
| 第32特定期間末（2024年 1月10日） | 817,146,791   | 924,564,033   | 11,563        | 13,083 |
| 第33特定期間末（2024年 7月10日） | 890,197,270   | 1,030,989,598 | 11,887        | 13,767 |
| 第34特定期間末（2025年 1月10日） | 1,035,684,735 | 1,109,833,368 | 10,615        | 11,375 |
| 2024年 2月末日            | 907,192,503   | —             | 12,454        | —      |
| 3月末日                  | 967,070,375   | —             | 13,308        | —      |
| 4月末日                  | 972,080,809   | —             | 13,304        | —      |
| 5月末日                  | 998,148,853   | —             | 13,580        | —      |
| 6月末日                  | 1,018,145,123 | —             | 13,606        | —      |
| 7月末日                  | 958,970,712   | —             | 11,795        | —      |
| 8月末日                  | 922,457,126   | —             | 11,250        | —      |
| 9月末日                  | 913,631,512   | —             | 11,087        | —      |
| 10月末日                 | 948,871,904   | —             | 11,181        | —      |
| 11月末日                 | 972,141,001   | —             | 11,325        | —      |
| 12月末日                 | 1,037,249,785 | —             | 11,690        | —      |
| 2025年 1月末日            | 1,131,184,211 | —             | 11,007        | —      |
| 2月末日                  | 1,134,196,787 | —             | 10,833        | —      |

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

| 期        | 計算期間                    | 1万口当たりの分配金（円） |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第15特定期間末 | 2015年 1月14日～2015年 7月10日 | 1,070         |
| 第16特定期間末 | 2015年 7月11日～2016年 1月12日 | 120           |
| 第17特定期間末 | 2016年 1月13日～2016年 7月11日 | 100           |
| 第18特定期間末 | 2016年 7月12日～2017年 1月10日 | 910           |
| 第19特定期間末 | 2017年 1月11日～2017年 7月10日 | 590           |
| 第20特定期間末 | 2017年 7月11日～2018年 1月10日 | 1,160         |
| 第21特定期間末 | 2018年 1月11日～2018年 7月10日 | 110           |
| 第22特定期間末 | 2018年 7月11日～2019年 1月10日 | 100           |
| 第23特定期間末 | 2019年 1月11日～2019年 7月10日 | 100           |
| 第24特定期間末 | 2019年 7月11日～2020年 1月10日 | 100           |
| 第25特定期間末 | 2020年 1月11日～2020年 7月10日 | 100           |
| 第26特定期間末 | 2020年 7月11日～2021年 1月12日 | 100           |
| 第27特定期間末 | 2021年 1月13日～2021年 7月12日 | 220           |
| 第28特定期間末 | 2021年 7月13日～2022年 1月11日 | 550           |
| 第29特定期間末 | 2022年 1月12日～2022年 7月11日 | 440           |
| 第30特定期間末 | 2022年 7月12日～2023年 1月10日 | 570           |
| 第31特定期間末 | 2023年 1月11日～2023年 7月10日 | 1,580         |
| 第32特定期間末 | 2023年 7月11日～2024年 1月10日 | 1,570         |
| 第33特定期間末 | 2024年 1月11日～2024年 7月10日 | 1,930         |
| 第34特定期間末 | 2024年 7月11日～2025年 1月10日 | 810           |

## 【収益率の推移】

| 期        | 計算期間                    | 収益率（％） |
|----------|-------------------------|--------|
| 第15特定期間末 | 2015年 1月14日～2015年 7月10日 | 16.7   |
| 第16特定期間末 | 2015年 7月11日～2016年 1月12日 | 10.5   |
| 第17特定期間末 | 2016年 1月13日～2016年 7月11日 | 10.6   |
| 第18特定期間末 | 2016年 7月12日～2017年 1月10日 | 35.4   |
| 第19特定期間末 | 2017年 1月11日～2017年 7月10日 | 3.4    |
| 第20特定期間末 | 2017年 7月11日～2018年 1月10日 | 16.6   |
| 第21特定期間末 | 2018年 1月11日～2018年 7月10日 | 8.5    |
| 第22特定期間末 | 2018年 7月11日～2019年 1月10日 | 8.2    |
| 第23特定期間末 | 2019年 1月11日～2019年 7月10日 | 0.6    |
| 第24特定期間末 | 2019年 7月11日～2020年 1月10日 | 9.3    |
| 第25特定期間末 | 2020年 1月11日～2020年 7月10日 | 20.5   |
| 第26特定期間末 | 2020年 7月11日～2021年 1月12日 | 21.3   |
| 第27特定期間末 | 2021年 1月13日～2021年 7月12日 | 13.8   |
| 第28特定期間末 | 2021年 7月13日～2022年 1月11日 | 7.5    |
| 第29特定期間末 | 2022年 1月12日～2022年 7月11日 | 3.9    |
| 第30特定期間末 | 2022年 7月12日～2023年 1月10日 | 5.6    |
| 第31特定期間末 | 2023年 1月11日～2023年 7月10日 | 24.3   |
| 第32特定期間末 | 2023年 7月11日～2024年 1月10日 | 14.4   |
| 第33特定期間末 | 2024年 1月11日～2024年 7月10日 | 19.5   |
| 第34特定期間末 | 2024年 7月11日～2025年 1月10日 | 3.9    |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

| 期        | 計算期間                    | 設定口数（口）     | 解約口数（口）     | 発行済み口数（口）     |
|----------|-------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 第15特定期間末 | 2015年 1月14日～2015年 7月10日 | 62,714,614  | 64,921,795  | 409,031,403   |
| 第16特定期間末 | 2015年 7月11日～2016年 1月12日 | 105,314,113 | 16,300,838  | 498,044,678   |
| 第17特定期間末 | 2016年 1月13日～2016年 7月11日 | 80,061,119  | 9,482,763   | 568,623,034   |
| 第18特定期間末 | 2016年 7月12日～2017年 1月10日 | 32,540,588  | 62,612,576  | 538,551,046   |
| 第19特定期間末 | 2017年 1月11日～2017年 7月10日 | 221,391,978 | 97,793,321  | 662,149,703   |
| 第20特定期間末 | 2017年 7月11日～2018年 1月10日 | 206,449,645 | 222,095,122 | 646,504,226   |
| 第21特定期間末 | 2018年 1月11日～2018年 7月10日 | 624,672,698 | 132,339,770 | 1,138,837,154 |
| 第22特定期間末 | 2018年 7月11日～2019年 1月10日 | 257,556,592 | 212,077,278 | 1,184,316,468 |
| 第23特定期間末 | 2019年 1月11日～2019年 7月10日 | 167,724,607 | 89,064,607  | 1,262,976,468 |
| 第24特定期間末 | 2019年 7月11日～2020年 1月10日 | 40,996,828  | 190,108,855 | 1,113,864,441 |
| 第25特定期間末 | 2020年 1月11日～2020年 7月10日 | 91,076,678  | 50,932,165  | 1,154,008,954 |
| 第26特定期間末 | 2020年 7月11日～2021年 1月12日 | 28,940,074  | 84,276,232  | 1,098,672,796 |
| 第27特定期間末 | 2021年 1月13日～2021年 7月12日 | 19,432,927  | 318,827,440 | 799,278,283   |
| 第28特定期間末 | 2021年 7月13日～2022年 1月11日 | 20,851,238  | 74,048,852  | 746,080,669   |
| 第29特定期間末 | 2022年 1月12日～2022年 7月11日 | 26,198,341  | 29,237,146  | 743,041,864   |
| 第30特定期間末 | 2022年 7月12日～2023年 1月10日 | 22,804,126  | 59,419,812  | 706,426,178   |
| 第31特定期間末 | 2023年 1月11日～2023年 7月10日 | 24,450,605  | 29,397,346  | 701,479,437   |
| 第32特定期間末 | 2023年 7月11日～2024年 1月10日 | 55,526,525  | 50,313,576  | 706,692,386   |
| 第33特定期間末 | 2024年 1月11日～2024年 7月10日 | 77,800,995  | 35,598,017  | 748,895,364   |
| 第34特定期間末 | 2024年 7月11日～2025年 1月10日 | 265,224,493 | 38,479,941  | 975,639,916   |

## &lt; 参考情報 &gt;

交付目論見書の運用実績（2025年2月末現在）

2025年2月末現在

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

| 決算期／年月日         | 分配金     |
|-----------------|---------|
| 63期 2024年 1月10日 | 1,520円  |
| 64期 2024年 4月10日 | 50円     |
| 65期 2024年 7月10日 | 1,880円  |
| 66期 2024年10月10日 | 50円     |
| 67期 2025年 1月10日 | 760円    |
| 設定来累計           | 15,230円 |

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

## 《組入上位銘柄》

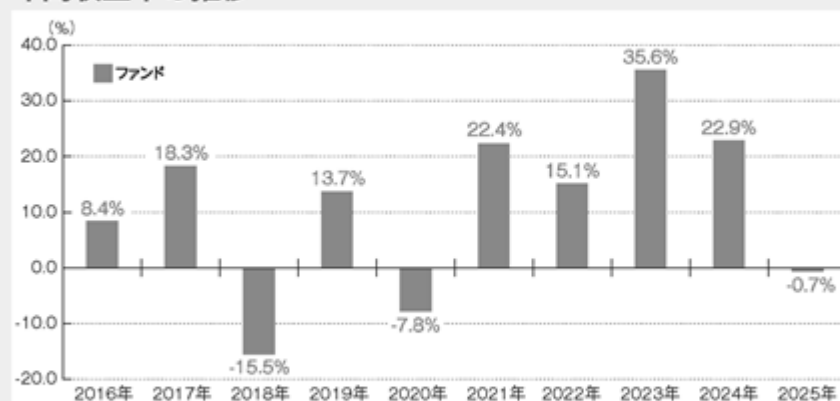
|    | 銘柄名                       | 業種     | 組入比率(%) |
|----|---------------------------|--------|---------|
| 1  | 三井住友フィナンシャルグループ           | 銀行業    | 3.6     |
| 2  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ         | 銀行業    | 3.5     |
| 3  | SOMPOホールディングス             | 保険業    | 3.2     |
| 4  | 住友電気工業                    | 非鉄金属   | 2.4     |
| 5  | ソフトバンク                    | 情報・通信業 | 2.3     |
| 6  | MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 保険業    | 2.2     |
| 7  | MIXI                      | サービス業  | 1.9     |
| 8  | 本田技研工業                    | 輸送用機器  | 1.8     |
| 9  | 鹿島建設                      | 建設業    | 1.7     |
| 10 | 小松製作所                     | 機械     | 1.6     |

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

## 《組入上位業種》

|    | 業種         | 組入比率(%) |
|----|------------|---------|
| 1  | 銀行業        | 14.0    |
| 2  | 建設業        | 8.7     |
| 3  | 機械         | 7.0     |
| 4  | 卸売業        | 6.1     |
| 5  | 輸送用機器      | 5.6     |
| 6  | 保険業        | 5.4     |
| 7  | 非鉄金属       | 4.6     |
| 8  | その他金融業     | 4.3     |
| 9  | 証券・商品先物取引業 | 4.2     |
| 10 | 鉄鋼         | 4.1     |

## 年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2025年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （2）取得申込

##### < 通常の申込 > の場合

- （イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

- （ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

- （ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

- （ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

#### （3）申込単位

##### < 通常の申込 > の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

##### < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

1円以上1円単位とします。

#### （4）申込手数料

##### < 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

#### <確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

無手数料となります。

#### （５）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （１）一部解約申込

#### <通常の申込>の場合

- （イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- （ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

- （ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- （ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### <確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

### （２）解約価額

解約価額<sup>1</sup>は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額<sup>2</sup>（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

### （３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

#### a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

#### b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

| 資産の種類 | 評価方法                                                                                                               |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 式   | 原則として時価により評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |

#### c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は、「四季便り」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

### （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第４条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第39条第７項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項および第45条第２項の規定による信託終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

- a．この信託の計算期間は、毎年１月11日から４月10日まで、４月11日から７月10日まで、７月11日から10月10日まで、10月11日から翌年１月10日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2008年７月10日までとします。
- b．上記a．の規定にかかわらず、上記a．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第39条第７項から第11項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第41条）

委託者は、約款第４条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項に

において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができず。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記 から上記 までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第42条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第43条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第46条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第45条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更等

約款の変更、他のファンドとの併合を行う場合は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第42条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第46条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更等（約款第46条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記 の事項（上記 の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記 の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項に

において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができま  
す。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書  
面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当  
たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から上記 までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合  
において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録に  
より同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から上記 までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可  
決された場合にあっては、当該併合にかかると又は複数の他の投資信託において当該併合  
の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### c．その他の契約の変更

##### <募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関す  
る契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し  
て通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### d．運用報告書等

##### <運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき6ヵ月毎（毎年1月、7  
月。）に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者  
に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報  
告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

##### <有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務  
局に提出します。

##### <臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務  
局に提出します。

#### e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第44条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関  
する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この  
信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第48条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこ  
とはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

#### g．公告（約款第49条）

委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### h. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま  
す。

#### i. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行  
と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書  
類に基づいて所定の事務を行います。

### 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従  
い、以下の権利を有するものとします。

#### （イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間  
終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に  
記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部  
解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間  
の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録  
されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものと  
します。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対し  
ては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間  
終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者  
に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増  
加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されま  
す。

上記 に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終  
了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その  
権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### （ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいま  
す。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休  
業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振  
替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた  
受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込  
代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取  
得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開  
設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に  
係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替  
機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しない  
ときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求す  
ることができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第47条）

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第36条））

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年 7月11日から2025年 1月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 前期<br>2024年 7月10日現在  | 当期<br>2025年 1月10日現在  |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| コール・ローン         | 13,873,314           | 45,496,389           |
| 株式              | 875,796,990          | 1,010,230,410        |
| 未収入金            | 140,005,119          | 53,112,411           |
| 未収配当金           | 1,966,900            | 1,612,500            |
| 未収利息            | 29                   | 282                  |
| 前払金             | 70,500               | 29,000               |
| 差入委託証拠金         | 6,473,100            | 2,725,195            |
| 流動資産合計          | 1,038,185,952        | 1,113,206,187        |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,038,185,952</b> | <b>1,113,206,187</b> |
| <b>負債の部</b>     |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 未払金             | -                    | 459,836              |
| 未払収益分配金         | 140,792,328          | 74,148,633           |
| 未払解約金           | 4,606,931            | 309,785              |
| 未払受託者報酬         | 161,342              | 162,200              |
| 未払委託者報酬         | 2,420,048            | 2,432,919            |
| その他未払費用         | 8,033                | 8,079                |
| 流動負債合計          | 147,988,682          | 77,521,452           |
| <b>負債合計</b>     | <b>147,988,682</b>   | <b>77,521,452</b>    |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | 748,895,364          | 975,639,916          |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 141,301,906          | 60,044,819           |
| （分配準備積立金）       | 109,049,873          | 39,911,406           |
| 元本等合計           | 890,197,270          | 1,035,684,735        |
| <b>純資産合計</b>    | <b>890,197,270</b>   | <b>1,035,684,735</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>1,038,185,952</b> | <b>1,113,206,187</b> |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 前期<br>自 2024年 1月11日<br>至 2024年 7月10日 | 当期<br>自 2024年 7月11日<br>至 2025年 1月10日 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取配当金                                     | 17,650,450                           | 17,086,181                           |
| 受取利息                                      | 3,714                                | 34,157                               |
| 有価証券売買等損益                                 | 152,566,882                          | 50,468,587                           |
| 派生商品取引等損益                                 | 660,638                              | 459,836                              |
| その他収益                                     | 88                                   | 69                                   |
| 営業収益合計                                    | 170,881,772                          | 33,808,016                           |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 支払利息                                      | 197                                  | -                                    |
| 受託者報酬                                     | 310,705                              | 313,635                              |
| 委託者報酬                                     | 4,660,409                            | 4,704,395                            |
| その他費用                                     | 15,471                               | 15,617                               |
| 営業費用合計                                    | 4,986,782                            | 5,033,647                            |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 165,894,990                          | 38,841,663                           |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 165,894,990                          | 38,841,663                           |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 165,894,990                          | 38,841,663                           |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 2,000,099                            | 360,987                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 110,454,405                          | 141,301,906                          |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 18,819,067                           | 41,307,248                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                    | -                                    |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 18,819,067                           | 41,307,248                           |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 7,441,266                            | 5,066,230                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 7,441,266                            | 5,066,230                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                    | -                                    |
| 分配金                                       | 144,425,191                          | 78,295,455                           |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 141,301,906                          | 60,044,819                           |

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

|                       |                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として特定期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。                     |
| 3. 収益及び費用の計上基準        | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。             |

## ( 重要な会計上の見積りに関する注記 )

| 前期<br>( 2024年 7月10日現在 )                                                           | 当期<br>( 2025年 1月10日現在 ) |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左                      |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目 |                           | 前期<br>2024年 7月10日現在  | 当期<br>2025年 1月10日現在  |
|----|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況            |                      |                      |
|    | 期首元本額                     | 706,692,386円         | 748,895,364円         |
|    | 期中追加設定元本額                 | 77,800,995円          | 265,224,493円         |
|    | 期中一部解約元本額                 | 35,598,017円          | 38,479,941円          |
| 2. | 特定期間の末日における受益権の総数         | 748,895,364口         | 975,639,916口         |
| 3. | 一口当たり純資産額<br>(一万口当たり純資産額) | 1.1887円<br>(11,887円) | 1.0615円<br>(10,615円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目       | 前期<br>自 2024年 1月11日<br>至 2024年 7月10日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 当期<br>自 2024年 7月11日<br>至 2025年 1月10日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | <p>第64期<br/>自 2024年 1月11日<br/>至 2024年 4月10日<br/>計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,705,900円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（111,617,256円）、信託約款に規定される収益調整金（204,344,332円）及び分配準備積立金（92,888,323円）より、分配対象収益は423,555,811円（一万口当たり5,829.50円）であり、うち3,632,863円（一万口当たり50円）を分配いたしました。</p> <p>第65期<br/>自 2024年 4月11日<br/>至 2024年 7月10日<br/>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,474,487円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（35,097,248円）、信託約款に規定される収益調整金（220,631,277円）及び分配準備積立金（212,270,466円）より、分配対象収益は470,473,478円（一万口当たり6,282.23円）であり、うち140,792,328円（一万口当たり1,880円）を分配いたしました。</p> | <p>第66期<br/>自 2024年 7月11日<br/>至 2024年10月10日<br/>計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,462,051円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（257,069,420円）及び分配準備積立金（108,148,027円）より、分配対象収益は377,679,498円（一万口当たり4,553.84円）であり、うち4,146,822円（一万口当たり50円）を分配いたしました。</p> <p>第67期<br/>自 2024年10月11日<br/>至 2025年 1月10日<br/>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,733,832円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（327,312,089円）及び分配準備積立金（112,326,207円）より、分配対象収益は441,372,128円（一万口当たり4,523.92円）であり、うち74,148,633円（一万口当たり760円）を分配いたしました。</p> |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 項目                    | 前期<br>自 2024年 1月11日<br>至 2024年 7月10日                                                                                                                                                                                                                                                              | 当期<br>自 2024年 7月11日<br>至 2025年 1月10日 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1．金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                             | 同左                                   |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。<br>当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。                                    | 同左                                   |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制     | フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。<br>ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。 | 同左                                   |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                    | 前期<br>2024年 7月10日現在                                                                   | 当期<br>2025年 1月10日現在 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額   | 貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                               | 同左                  |
| 2．時価の算定方法             | 株式<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権<br>短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左                  |
| 3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                      | 同左                  |

（有価証券に関する注記）

前期(自2024年 1月11日 至2024年 7月10日)

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|---------------------|
| 株式 | 27,664,947          |
| 合計 | 27,664,947          |

当期(自2024年 7月11日 至2025年 1月10日)

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|---------------------|
| 株式 | 7,157,887           |
| 合計 | 7,157,887           |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表  
株式

（単位：円）

| 銘 柄                | 株式数    | 評価額      |            | 備考 |
|--------------------|--------|----------|------------|----|
|                    |        | 単価       | 金額         |    |
| I N P E X          | 5,400  | 1,950.00 | 10,530,000 |    |
| 東急建設               | 8,200  | 717.00   | 5,879,400  |    |
| 長谷工コーポレーション        | 4,900  | 1,988.00 | 9,741,200  |    |
| 鹿島建設               | 5,700  | 2,700.00 | 15,390,000 |    |
| 西松建設               | 3,000  | 5,059.00 | 15,177,000 |    |
| 熊谷組                | 2,000  | 3,845.00 | 7,690,000  |    |
| 大和ハウス工業            | 2,700  | 4,625.00 | 12,487,500 |    |
| 積水ハウス              | 3,100  | 3,603.00 | 11,169,300 |    |
| エクシオグループ           | 6,700  | 1,703.00 | 11,410,100 |    |
| 日本たばこ産業            | 1,900  | 3,945.00 | 7,495,500  |    |
| 王子ホールディングス         | 14,000 | 595.00   | 8,330,000  |    |
| レンゴー               | 12,900 | 856.10   | 11,043,690 |    |
| 日本曹達               | 3,300  | 2,870.00 | 9,471,000  |    |
| 東ソー                | 2,900  | 2,061.50 | 5,978,350  |    |
| デンカ                | 800    | 2,172.50 | 1,738,000  |    |
| 三井化学               | 2,000  | 3,279.00 | 6,558,000  |    |
| K H ネオケム           | 3,200  | 1,987.00 | 6,358,400  |    |
| U B E              | 1,600  | 2,347.00 | 3,755,200  |    |
| 出光興産               | 8,900  | 1,018.50 | 9,064,650  |    |
| E N E O S ホールディングス | 13,000 | 806.60   | 10,485,800 |    |
| コスモエネルギーホールディングス   | 900    | 7,034.00 | 6,330,600  |    |
| T O Y O T I R E    | 2,900  | 2,375.00 | 6,887,500  |    |
| A G C              | 2,100  | 4,488.00 | 9,424,800  |    |
| 日本電気硝子             | 2,200  | 3,442.00 | 7,572,400  |    |
| 住友大阪セメント           | 3,000  | 3,249.00 | 9,747,000  |    |
| 日本製鉄               | 4,500  | 3,043.00 | 13,693,500 |    |
| 神戸製鋼所              | 8,500  | 1,552.50 | 13,196,250 |    |
| J F E ホールディングス     | 1,900  | 1,735.00 | 3,296,500  |    |
| 大和工業               | 1,100  | 7,393.00 | 8,132,300  |    |
| 日本軽金属ホールディングス      | 1,800  | 1,503.00 | 2,705,400  |    |
| 三井金属鉱業             | 2,100  | 4,524.00 | 9,500,400  |    |

|                                        |         |          |            |  |
|----------------------------------------|---------|----------|------------|--|
| 三菱マテリアル                                | 3,200   | 2,360.00 | 7,552,000  |  |
| 住友電気工業                                 | 9,700   | 2,741.50 | 26,592,550 |  |
| A R E ホールディングス                         | 2,400   | 1,680.00 | 4,032,000  |  |
| 東洋製罐グループホールディングス                       | 3,700   | 2,312.00 | 8,554,400  |  |
| 横河ブリッジホールディングス                         | 2,500   | 2,736.00 | 6,840,000  |  |
| オークマ                                   | 3,200   | 3,245.00 | 10,384,000 |  |
| アマダ                                    | 6,900   | 1,482.50 | 10,229,250 |  |
| 小松製作所                                  | 2,900   | 4,195.00 | 12,165,500 |  |
| 椿本チエイン                                 | 4,200   | 1,836.00 | 7,711,200  |  |
| 日本精工                                   | 8,600   | 665.10   | 5,719,860  |  |
| ジェイテクト                                 | 7,400   | 1,128.50 | 8,350,900  |  |
| T H K                                  | 3,000   | 3,563.00 | 10,689,000 |  |
| 日清紡ホールディングス                            | 6,400   | 882.50   | 5,648,000  |  |
| 東海理化電機製作所                              | 1,600   | 2,177.00 | 3,483,200  |  |
| いすゞ自動車                                 | 4,900   | 2,097.50 | 10,277,750 |  |
| 本田技研工業                                 | 14,000  | 1,528.50 | 21,399,000 |  |
| S U B A R U                            | 4,400   | 2,676.50 | 11,776,600 |  |
| エクセディ                                  | 1,000   | 4,375.00 | 4,375,000  |  |
| テイ・エス テック                              | 5,400   | 1,742.00 | 9,406,800  |  |
| 中部電力                                   | 6,800   | 1,604.00 | 10,907,200 |  |
| 四国電力                                   | 11,500  | 1,204.00 | 13,846,000 |  |
| 九州電力                                   | 6,500   | 1,355.50 | 8,810,750  |  |
| 電源開発                                   | 2,400   | 2,464.00 | 5,913,600  |  |
| N I P P O N E X P R E S S ホール<br>ディングス | 3,100   | 2,436.00 | 7,551,600  |  |
| 商船三井                                   | 2,000   | 5,309.00 | 10,618,000 |  |
| フジ・メディア・ホールディングス                       | 5,100   | 1,638.50 | 8,356,350  |  |
| マーベラス                                  | 3,200   | 577.00   | 1,846,400  |  |
| ソフトバンク                                 | 116,900 | 193.00   | 22,561,700 |  |
| 円谷フィールズホールディングス                        | 6,000   | 1,871.00 | 11,226,000 |  |
| 双日                                     | 2,000   | 3,140.00 | 6,280,000  |  |
| 丸紅                                     | 4,900   | 2,233.00 | 10,941,700 |  |
| 兼松                                     | 2,400   | 2,533.50 | 6,080,400  |  |
| 住友商事                                   | 4,400   | 3,248.00 | 14,291,200 |  |
| 阪和興業                                   | 1,200   | 4,795.00 | 5,754,000  |  |
| 加賀電子                                   | 3,000   | 2,733.00 | 8,199,000  |  |
| オートバックスセブン                             | 3,200   | 1,448.00 | 4,633,600  |  |
| スクロール                                  | 5,000   | 1,042.00 | 5,210,000  |  |

|                                    |         |           |               |  |
|------------------------------------|---------|-----------|---------------|--|
| A O K I ホールディングス                   | 10,500  | 1,282.00  | 13,461,000    |  |
| 丸井グループ                             | 4,800   | 2,486.00  | 11,932,800    |  |
| ヤマダホールディングス                        | 20,700  | 448.50    | 9,283,950     |  |
| ゆうちょ銀行                             | 3,500   | 1,486.50  | 5,202,750     |  |
| ひろぎんホールディングス                       | 11,100  | 1,131.50  | 12,559,650    |  |
| 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ                  | 18,500  | 1,903.50  | 35,214,750    |  |
| 三井住友トラストグループ                       | 3,200   | 3,639.00  | 11,644,800    |  |
| 三井住友フィナンシャルグループ                    | 9,700   | 3,754.00  | 36,413,800    |  |
| 七十七銀行                              | 2,400   | 4,359.00  | 10,461,600    |  |
| ふくおかフィナンシャルグループ                    | 1,400   | 3,980.00  | 5,572,000     |  |
| みずほフィナンシャルグループ                     | 3,100   | 3,885.00  | 12,043,500    |  |
| 山口フィナンシャルグループ                      | 8,700   | 1,613.50  | 14,037,450    |  |
| F P G                              | 5,900   | 2,725.00  | 16,077,500    |  |
| S B I ホールディングス                     | 2,900   | 3,925.00  | 11,382,500    |  |
| 大和証券グループ本社                         | 5,400   | 1,010.00  | 5,454,000     |  |
| 野村ホールディングス                         | 11,100  | 899.10    | 9,980,010     |  |
| S O M P O ホールディングス                 | 7,500   | 4,005.00  | 30,037,500    |  |
| M S & A D インシュアランスグループ<br>ホールディングス | 7,400   | 3,204.00  | 23,709,600    |  |
| クレディセゾン                            | 3,900   | 3,571.00  | 13,926,900    |  |
| 芙蓉総合リース                            | 700     | 11,305.00 | 7,913,500     |  |
| イオンフィナンシャルサービス                     | 1,600   | 1,233.00  | 1,972,800     |  |
| オリックス                              | 3,700   | 3,200.00  | 11,840,000    |  |
| 三菱ＨＣキャピタル                          | 11,200  | 1,010.50  | 11,317,600    |  |
| 野村不動産ホールディングス                      | 2,800   | 3,910.00  | 10,948,000    |  |
| 飯田グループホールディングス                     | 2,300   | 2,229.00  | 5,126,700     |  |
| 東京建物                               | 6,000   | 2,506.50  | 15,039,000    |  |
| M I X I                            | 6,800   | 2,916.00  | 19,828,800    |  |
| H . U . グループホールディングス               | 1,100   | 2,613.50  | 2,874,850     |  |
| ベルシステム２４ホールディングス                   | 6,400   | 1,255.00  | 8,032,000     |  |
| メイテックグループホールディングス                  | 2,900   | 2,926.50  | 8,486,850     |  |
| 合 計                                | 609,400 |           | 1,010,230,410 |  |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

( 2025年 2月28日現在 )

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 資産総額            | 1,154,862,839円 |
| 負債総額            | 20,666,052円    |
| 純資産総額（ - ）      | 1,134,196,787円 |
| 発行済口数           | 1,046,941,122口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,833円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

### （７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額（2025年2月28日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

##### （2）委託会社等の機構

###### a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

###### 5．コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

運用の流れ

## 1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年2月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

| 種類別（基本的性格） | 本数   | 純資産総額        |
|------------|------|--------------|
| 株式投資信託     | 258本 | 3,492,164百万円 |
| 公社債投資信託    | 61本  | 226,998百万円   |
| 合計         | 319本 | 3,719,162百万円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

|                |          | 前事業年度<br>( 2023年3月31日 ) |            | 当事業年度<br>( 2024年3月31日 ) |            |
|----------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 区分             | 注記<br>番号 | 金額<br>( 千円 )            |            | 金額<br>( 千円 )            |            |
| ( 資産の部 )       |          |                         |            |                         |            |
| 流動資産           |          |                         |            |                         |            |
| 現金及び預金         | 1        |                         | 18,266,544 |                         | 18,932,059 |
| 分別金信託          |          |                         | 100,000    |                         | 100,000    |
| 1年内償還予定のその他の関係 |          |                         | 1,000,000  |                         | -          |
| 会社有価証券         |          |                         |            |                         |            |
| 前払費用           |          |                         | 344,367    |                         | 486,689    |
| 未収委託者報酬        |          |                         | 1,872,978  |                         | 1,872,842  |
| 未収運用受託報酬       | 1        |                         | 2,021,600  |                         | 2,465,487  |
| 未収投資助言報酬       | 1        |                         | 982,868    |                         | 778,017    |
| 未収収益           |          |                         | 188        |                         | -          |
| その他            |          |                         | 42,838     |                         | 76,272     |
| 流動資産計          |          |                         | 24,631,387 |                         | 24,711,369 |
| 固定資産           |          |                         |            |                         |            |
| 有形固定資産         |          |                         | 812,781    |                         | 790,471    |
| 建物             | 2        | 578,104                 |            | 563,553                 |            |
| 器具備品           | 2        | 234,676                 |            | 226,917                 |            |
| 無形固定資産         |          |                         | 5,599      |                         | 4,929      |
| 商標権            |          | 3,205                   |            | 2,534                   |            |
| 電話加入権等         |          | 2,394                   |            | 2,394                   |            |
| 投資その他の資産       |          |                         | 1,663,601  |                         | 1,510,178  |
| 投資有価証券         |          | 645,029                 |            | 705,848                 |            |
| 長期差入保証金        |          | 493,713                 |            | 367,019                 |            |
| 長期前払費用         |          | 6,563                   |            | 7,346                   |            |
| 会員権            |          | 6,700                   |            | 6,700                   |            |
| 繰延税金資産         |          | 511,594                 |            | 423,264                 |            |
| 固定資産計          |          |                         | 2,481,982  |                         | 2,305,579  |
| 資産合計           |          |                         | 27,113,369 |                         | 27,016,949 |

|              |          | 前事業年度<br>( 2023年3月31日 ) |            | 当事業年度<br>( 2024年3月31日 ) |            |
|--------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>( 千円 )            |            | 金額<br>( 千円 )            |            |
| ( 負債の部 )     |          |                         |            |                         |            |
| 流動負債         |          |                         |            |                         |            |
| 預り金          |          |                         | 1,060,990  |                         | 954,088    |
| 未払金          |          |                         | 1,327,197  |                         | 1,425,701  |
| 未払収益分配金      |          | 13                      |            | 13                      |            |
| 未払償還金        |          | 3,132                   |            | 3,132                   |            |
| 未払手数料        |          | 331,839                 |            | 344,712                 |            |
| 未払運用委託料      |          | 982,867                 |            | 1,068,239               |            |
| その他未払金       |          | 9,343                   |            | 9,603                   |            |
| 未払費用         |          |                         | 260,450    |                         | 271,162    |
| 未払法人税等       |          |                         | 2,638,545  |                         | 1,627,180  |
| 未払消費税等       |          |                         | 572,179    |                         | 152,836    |
| 賞与引当金        |          |                         | 390,393    |                         | 441,655    |
| 流動負債計        |          |                         | 6,249,758  |                         | 4,872,626  |
| 固定負債         |          |                         |            |                         |            |
| 退職給付引当金      |          |                         | 284,250    |                         | 321,281    |
| 役員退任慰労引当金    |          |                         | 18,800     |                         | 28,500     |
| 固定負債計        |          |                         | 303,050    |                         | 349,781    |
| 負債合計         |          |                         | 6,552,808  |                         | 5,222,407  |
| ( 純資産の部 )    |          |                         |            |                         |            |
| 株主資本         |          |                         |            |                         |            |
| 資本金          |          |                         | 1,466,400  |                         | 1,466,400  |
| 利益剰余金        |          |                         |            |                         |            |
| 利益準備金        |          | 366,600                 |            | 366,600                 |            |
| その他利益剰余金     |          | 18,665,225              |            | 19,844,054              |            |
| 別途積立金        |          | 8,538,121               |            | 8,538,121               |            |
| 繰越利益剰余金      |          | 10,127,103              |            | 11,305,932              |            |
| 利益剰余金計       |          |                         | 19,031,825 |                         | 20,210,654 |
| 株主資本計        |          |                         | 20,498,225 |                         | 21,677,054 |
| 評価・換算差額等     |          |                         |            |                         |            |
| その他有価証券評価差額金 |          |                         | 62,336     |                         | 117,488    |
| 評価・換算差額等計    |          |                         | 62,336     |                         | 117,488    |
| 純資産合計        |          |                         | 20,560,561 |                         | 21,794,542 |
| 負債純資産合計      |          |                         | 27,113,369 |                         | 27,016,949 |

## （２）【損益計算書】

|              |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |            |
|--------------|----------|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>(千円)                              |            | 金額<br>(千円)                              |            |
| 営業収益         | 1        |                                         |            |                                         |            |
| 委託者報酬        |          |                                         | 8,014,624  |                                         | 7,930,871  |
| 運用受託報酬       |          |                                         | 7,559,541  |                                         | 8,360,110  |
| 投資助言報酬       |          |                                         | 9,671,667  |                                         | 8,342,763  |
| 営業収益計        |          |                                         | 25,245,832 |                                         | 24,633,744 |
| 営業費用         |          |                                         |            |                                         |            |
| 支払手数料        |          |                                         | 1,267,282  |                                         | 1,347,902  |
| 広告宣伝費        |          |                                         | 32,905     |                                         | 86,891     |
| 調査費          |          |                                         | 1,227,550  |                                         | 1,394,550  |
| 調査費          |          | 1,180,041                               |            | 1,340,904                               |            |
| 委託調査費        |          | 44,166                                  |            | 50,178                                  |            |
| 図書費          |          | 3,343                                   |            | 3,467                                   |            |
| 委託計算費        |          |                                         | 403,233    |                                         | 426,485    |
| 外部運用委託料      |          |                                         | 3,997,416  |                                         | 3,886,146  |
| 営業雑経費        |          |                                         | 177,368    |                                         | 202,297    |
| 通信費          |          | 59,900                                  |            | 63,931                                  |            |
| 印刷費          |          | 65,113                                  |            | 73,495                                  |            |
| 協会費          |          | 19,108                                  |            | 18,309                                  |            |
| 諸会費          |          | 2,252                                   |            | 2,156                                   |            |
| その他営業雑経費     |          | 30,993                                  |            | 44,404                                  |            |
| 営業費用計        |          |                                         | 7,105,757  |                                         | 7,344,273  |
| 一般管理費        |          |                                         |            |                                         |            |
| 給料           |          |                                         | 2,680,109  |                                         | 2,854,618  |
| 役員報酬         |          | 104,475                                 |            | 104,382                                 |            |
| 役員賞与         |          | -                                       |            | 275                                     |            |
| 給料・手当        |          | 1,803,065                               |            | 1,861,664                               |            |
| 賞与           |          | 373,174                                 |            | 436,683                                 |            |
| 賞与引当金繰入額     |          | 390,393                                 |            | 441,912                                 |            |
| 役員退任慰労引当金繰入額 |          | 9,000                                   |            | 9,700                                   |            |
| 福利厚生費        |          |                                         | 336,941    |                                         | 361,825    |
| 交際費          |          |                                         | 14,008     |                                         | 12,822     |
| 旅費交通費        |          |                                         | 60,965     |                                         | 87,097     |
| 租税公課         |          |                                         | 219,965    |                                         | 202,480    |
| 不動産賃借料       |          |                                         | 271,157    |                                         | 431,035    |
| 役員退任慰労金      |          |                                         | 700        |                                         | -          |
| 退職給付費用       |          |                                         | 96,457     |                                         | 113,823    |
| 固定資産減価償却費    |          |                                         | 154,811    |                                         | 103,935    |
| 資産除去債務（履行差額） |          |                                         | 128,053    |                                         | -          |
| 業務委託費        |          |                                         | 771,484    |                                         | 677,733    |
| 諸経費          |          |                                         | 381,294    |                                         | 417,134    |
| 一般管理費計       |          |                                         | 5,115,950  |                                         | 5,262,506  |
| 営業利益         |          |                                         | 13,024,124 |                                         | 12,026,964 |

|              |          | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） |            | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |            |
|--------------|----------|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>（千円）                              |            | 金額<br>（千円）                              |            |
| 営業外収益        |          |                                         |            |                                         |            |
| 受取配当金        |          |                                         | 24,564     |                                         | 66,806     |
| 有価証券利息       |          |                                         | 1,358      |                                         | 433        |
| 受取利息         |          |                                         | 90         |                                         | 105        |
| 投資有価証券売却益    |          |                                         | 8,036      |                                         | 164        |
| 投資有価証券償還益    |          |                                         | 618        |                                         | -          |
| その他          |          |                                         | 92         |                                         | 1,572      |
| 営業外収益計       |          |                                         | 34,760     |                                         | 69,082     |
| 営業外費用        |          |                                         |            |                                         |            |
| 支払利息         | 1        |                                         | 373        |                                         | -          |
| 投資有価証券償還損    |          |                                         | 2,105      |                                         | -          |
| その他          |          |                                         | 10,042     |                                         | 312        |
| 営業外費用計       |          |                                         | 12,521     |                                         | 312        |
| 經常利益         |          |                                         | 13,046,364 |                                         | 12,095,733 |
| 特別損失         |          |                                         |            |                                         |            |
| 固定資産除却損      | 2        |                                         | 25,679     |                                         | 737        |
| 有価証券評価損      |          |                                         | -          |                                         | 17,814     |
| 特別損失計        |          |                                         | 25,679     |                                         | 18,551     |
| 税引前当期純利益     |          |                                         | 13,020,684 |                                         | 12,077,181 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |                                         | 4,114,491  |                                         | 3,612,954  |
| 法人税等調整額      |          |                                         | 120,567    |                                         | 63,989     |
| 法人税等合計       |          |                                         | 3,993,923  |                                         | 3,676,944  |
| 当期純利益        |          |                                         | 9,026,760  |                                         | 8,400,237  |

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 項目                      | 株主資本      |         |           |            |              |            |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|------------|--------------|------------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金   |           |            |              | 株主資本合計     |
|                         |           | 利益準備金   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金<br>合 計 |            |
|                         |           |         | 別途積立金     | 繰越利益金      |              |            |
| 当期首残高                   | 1,466,400 | 74,040  | 8,538,121 | 6,964,514  | 15,576,675   | 17,043,075 |
| 当期変動額                   |           |         |           |            |              |            |
| 剰余金の配当                  |           |         |           | 5,571,611  | 5,571,611    | 5,571,611  |
| 利益準備金の積立                |           | 292,560 |           | 292,560    | —            | —          |
| 当期純利益                   |           |         |           | 9,026,760  | 9,026,760    | 9,026,760  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |           |            |              |            |
| 当期変動額合計                 | —         | 292,560 | —         | 3,162,589  | 3,455,149    | 3,455,149  |
| 当期末残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103 | 19,031,825   | 20,498,225 |

(単位：千円)

| 項目                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 71,798           | 71,798         | 17,114,873 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | 5,571,611  |
| 利益準備金の積立                |                  |                | —          |
| 当期純利益                   |                  |                | 9,026,760  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 9,461            | 9,461          | 9,461      |
| 当期変動額合計                 | 9,461            | 9,461          | 3,445,687  |
| 当期末残高                   | 62,336           | 62,336         | 20,560,561 |

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

| 項目                      | 株主資本      |         |           |                  |              |            |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|------------------|--------------|------------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金   |           |                  |              | 株主資本合計     |
|                         |           | 利益準備金   | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |            |
|                         |           |         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |            |
| 当期首残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103       | 19,031,825   | 20,498,225 |
| 当期変動額                   |           |         |           |                  |              |            |
| 剰余金の配当                  |           |         |           | 7,221,408        | 7,221,408    | 7,221,408  |
| 利益準備金の積立                |           |         |           |                  |              |            |
| 当期純利益                   |           |         |           | 8,400,237        | 8,400,237    | 8,400,237  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |           |                  |              |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —       | —         | 1,178,829        | 1,178,829    | 1,178,829  |
| 当期末残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 11,305,932       | 20,210,654   | 21,677,054 |

(単位：千円)

| 項目                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 62,336           | 62,336         | 20,560,561 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | 7,221,408  |
| 利益準備金の積立                |                  |                |            |
| 当期純利益                   |                  |                | 8,400,237  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 55,151           | 55,151         | 55,151     |
| 当期変動額合計                 | 55,151           | 55,151         | 1,233,980  |
| 当期末残高                   | 117,488          | 117,488        | 21,794,542 |

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>(2023年3月31日)                                                                                                                                                                                                            | 当事業年度<br>(2024年3月31日)                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,065,313千円<br/>未収運用受託報酬 1,548,805千円<br/>未収投資助言報酬 894,529千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 239,244千円<br/>器具備品 148,081千円</p> <hr/> <p>合計 387,326千円</p> | <p>1 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,671,963千円<br/>未収運用受託報酬 1,593,256千円<br/>未収投資助言報酬 609,237千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,579千円<br/>器具備品 204,430千円</p> <hr/> <p>合計 223,009千円</p> |

## （損益計算書関係）

| 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日)                                                                                                | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日)                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 15,413,517千円<br/>支払利息 186千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 25,679千円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 12,563,442千円<br/>支払利息 - 千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 737千円</p> |

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類     | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式     |         |         |         |        |
| 普通株式（株）   | 29,328  | -       | -       | 29,328 |
| A種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| B種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| 合計（株）     | 29,330  | -       | -       | 29,330 |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|----------------------|------------|------------|
| 2022年6月27日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 4,916,947      | 4,916,947            | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |
|                      | B種優先株式 | 654,664        | 654,664              | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|-------|----------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056      | 利益剰余金 | 6,401,056            | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
|                      | B種優先株式 | 820,352        | 利益剰余金 | 820,352              | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## １．発行済株式に関する事項

| 株式の種類     | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式     |         |         |         |        |
| 普通株式（株）   | 29,328  | -       | -       | 29,328 |
| A種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| B種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| 合計（株）     | 29,330  | -       | -       | 29,330 |

## ２．配当に関する事項

## （１）配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056      | 6,401,056        | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
|                      | B種優先株式 | 820,352        | 820,352          | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

## （２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|-------|----------------------|------------|------------|
| 2024年6月24日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 5,916,455      | 利益剰余金 | 5,916,455            | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |
|                      | B種優先株式 | 803,734        | 利益剰余金 | 803,734              | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

## （リース取引関係）

| 前事業年度<br>2023年3月31日 | 当事業年度<br>2024年3月31日 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。         | 該当事項はありません。         |

## （金融商品関係）

## １．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                                  | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|----------------------------------|-----------|-----------|----|
| (1)有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券（*1）    | 643,342   | 643,342   | -  |
| (2)その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券（*2） | 1,000,000 | 999,925   | 75 |
| 資産計                              | 1,643,342 | 1,643,267 | 75 |

（\*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（\*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

|                               | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-------------------------------|----------|---------|----|
| (1)有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券（*1） | 704,161  | 704,161 | -  |
| (2)その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券  | -        | -       | -  |
| 資産計                           | 704,161  | 704,161 | -  |

（\*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

## ３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分           | 時価   |         |      |         |
|--------------|------|---------|------|---------|
|              | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |      |         |      |         |
| その他の有価証券     |      |         |      |         |
| 投資信託         | -    | 704,161 | -    | 704,161 |
| 資産計          | -    | 704,161 | -    | 704,161 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

## 4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

|                                        | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|----------------------------------------|------------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金                                 | 18,266,544 | -       | -        | -      |
| 未収委託者報酬                                | 1,872,978  | -       | -        | -      |
| 未収運用受託報酬                               | 2,021,600  | -       | -        | -      |
| 未収投資助言報酬                               | 982,868    | -       | -        | -      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他の有価証券のうち満期<br>のあるもの | -          | -       | 105,317  | 55,660 |
| その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券              | 1,000,000  | -       | -        | -      |
| 合計                                     | 24,143,992 | -       | 105,317  | 55,660 |

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

|                                        | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------------------------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金                                 | 18,932,059 | -       | -        | -    |
| 未収委託者報酬                                | 1,872,842  | -       | -        | -    |
| 未収運用受託報酬                               | 2,465,487  | -       | -        | -    |
| 未収投資助言報酬                               | 778,017    | -       | -        | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他の有価証券のうち満期<br>のあるもの | -          | -       | 140,214  | -    |
| その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券              | -          | -       | -        | -    |
| 合計                                     | 24,048,407 | -       | 140,214  | -    |

## ５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

## １．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                    | 種類  | 貸借対照表計上額  | 時価      | 差額 |
|--------------------|-----|-----------|---------|----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 金融債 | -         | -       | -  |
|                    | 小計  | -         | -       | -  |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 金融債 | 1,000,000 | 999,925 | 75 |
|                    | 小計  | 1,000,000 | 999,925 | 75 |
| 合計                 |     | 1,000,000 | 999,925 | 75 |

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## ２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | その他 | 524,473  | 410,805 | 113,668 |
|                      | 小計  | 524,473  | 410,805 | 113,668 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 118,869  | 142,690 | 23,820  |
|                      | 小計  | 118,869  | 142,690 | 23,820  |
| 合計                   |     | 643,342  | 553,495 | 89,847  |

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | その他 | 587,603  | 400,805 | 186,798 |
|                      | 小計  | 587,603  | 400,805 | 186,798 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 116,557  | 134,016 | 17,458  |
|                      | 小計  | 116,557  | 134,016 | 17,458  |
| 合計                   |     | 704,161  | 534,821 | 169,339 |

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## ３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| 種類  | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 54,000 | 8,036   | -       |
| 合計  | 54,000 | 8,036   | -       |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| 種類  | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 10,164 | 164     | -       |
| 合計  | 10,164 | 164     | -       |

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## １．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## ２．確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

|              | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 240,550                                 | 284,250                                 |
| 退職給付費用       | 45,110                                  | 50,391                                  |
| 退職給付の支払額     | 1,410                                   | 13,360                                  |
| 退職給付引当金の期末残高 | 284,250                                 | 321,281                                 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

|                     | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 284,250               | 321,281               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 284,250               | 321,281               |
| 退職給付引当金             | 284,250               | 321,281               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 284,250               | 321,281               |

## (3) 退職給付費用

(単位：千円)

|                | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 45,110                                  | 50,391                                  |

（税効果会計関係）

（単位：千円）

| 前事業年度<br>(2023年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 当事業年度<br>(2024年3月31日)                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|-----------|-----|-------|---------|-----------|-------|---------|--------|----------|---|--------------|-------|-------|---------|-----|--------|----------|---------|--------|---|----------|---------|--------------|--------|----------|--------|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|--------|-------|----------|---|----------|-------|----------|-------|-----------|-------|-------|---------|-----------|-------|---------|--------|----------|-------|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|----------|---------|--------|---|----------|---------|--------------|--------|----------|--------|-----------|---------|
| <p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>78,112</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>30,554</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>74,687</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>619</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>119,538</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>5,756</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>87,037</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>7,293</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>127,691</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,122</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>546,399</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>546,399</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>511,594</td></tr> </table> | ソフトウェア償却超過額                                                                                                                        | 78,112 | 敷金償却否認 | 30,554 | 本社移転費用否認 | 74,687 | 会員権評価損否認 | 2,591 | 電話加入権評価損 | 1,395 | 繰延資産償却超過額 | 619 | 賞与引当金 | 119,538 | 役員退任慰労引当金 | 5,756 | 退職給付引当金 | 87,037 | 投資有価証券減損 | - | その他有価証券評価差額金 | 7,293 | 未払事業税 | 127,691 | その他 | 11,122 | 繰延税金資産小計 | 546,399 | 評価性引当額 | - | 繰延税金資産合計 | 546,399 | その他有価証券評価差額金 | 34,805 | 繰延税金負債合計 | 34,805 | 繰延税金資産の純額 | 511,594 | <p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>129,397</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>1,714</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>-</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>5,300</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>135,235</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>8,726</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>98,376</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>5,454</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>5,345</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>83,444</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,479</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>480,462</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>480,462</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>423,264</td></tr> </table> | ソフトウェア償却超過額 | 129,397 | 敷金償却否認 | 1,714 | 本社移転費用否認 | - | 会員権評価損否認 | 2,591 | 電話加入権評価損 | 1,395 | 繰延資産償却超過額 | 5,300 | 賞与引当金 | 135,235 | 役員退任慰労引当金 | 8,726 | 退職給付引当金 | 98,376 | 投資有価証券減損 | 5,454 | その他有価証券評価差額金 | 5,345 | 未払事業税 | 83,444 | その他 | 3,479 | 繰延税金資産小計 | 480,462 | 評価性引当額 | - | 繰延税金資産合計 | 480,462 | その他有価証券評価差額金 | 57,197 | 繰延税金負債合計 | 57,197 | 繰延税金資産の純額 | 423,264 |
| ソフトウェア償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 78,112                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 敷金償却否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 30,554                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 本社移転費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 74,687                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 会員権評価損否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,591                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 電話加入権評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,395                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延資産償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 619                                                                                                                                |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 119,538                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 役員退任慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,756                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 87,037                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 投資有価証券減損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 7,293                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 127,691                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 11,122                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 546,399                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 546,399                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 34,805                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 34,805                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 511,594                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| ソフトウェア償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 129,397                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 敷金償却否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1,714                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 本社移転費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 会員権評価損否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,591                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 電話加入権評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,395                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延資産償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,300                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 135,235                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 役員退任慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8,726                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 98,376                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 投資有価証券減損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 5,454                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,345                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 83,444                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3,479                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 480,462                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 480,462                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 57,197                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 57,197                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 423,264                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |

## （資産除去債務関係）

| 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日）                                                                                                                                                                                     | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日）                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> | <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> |

## （収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本         | ケイマン      | 合計         |
|------------|-----------|------------|
| 23,537,958 | 1,707,874 | 25,245,832 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称         | 営業収益       | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫        | 16,103,493 | 投資運用業      |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,486,311  | 投資運用業      |

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

| 日本         | ケイマン      | 合計         |
|------------|-----------|------------|
| 21,763,842 | 2,869,902 | 24,633,744 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称         | 営業収益       | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫        | 13,144,143 | 投資運用業      |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,259,461  | 投資運用業      |

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## １．関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係                                        | 取引の内容         | 取引金額(千円)  | 科目       | 期末残高(千円)  |
|-----|------------|---------|---------------|-----------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|----------|-----------|
| 親会社 | 農林中央金庫     | 東京都千代田区 | 4,040,198     | 金融業       | 被所有<br>直接 66.66% | 当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結<br>役員の兼任 | 運用受託報酬の受取(注1) | 5,822,158 | 未収投資一任報酬 | 1,548,805 |
|     |            |         |               |           |                  |                                                  | 投資助言報酬の受取(注1) | 9,591,359 | 未収投資助言報酬 | 894,529   |

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## １．関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係                                        | 取引の内容         | 取引金額(千円)  | 科目       | 期末残高(千円)  |
|-----|------------|---------|---------------|-----------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|----------|-----------|
| 親会社 | 農林中央金庫     | 東京都千代田区 | 4,040,198     | 金融業       | 被所有<br>直接 66.66% | 当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結<br>役員の兼任 | 運用受託報酬の受取(注1) | 4,374,116 | 未収投資一任報酬 | 1,593,256 |
|     |            |         |               |           |                  |                                                  | 投資助言報酬の受取(注1) | 8,189,326 | 未収投資助言報酬 | 609,237   |

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （１株当たり情報）

|              | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| １株当たり純資産額    | 345,775円28銭                             | 347,655円80銭                             |
| １株当たり当期純利益金額 | - 銭                                     | - 銭                                     |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額（千円）                  | 20,560,561            | 21,794,542            |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（千円）          | 10,419,663            | 11,598,492            |
| （うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）    | （9,026,760）           | （8,400,237）           |
| （うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）  | （1,392,902）           | （3,198,255）           |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円）             | 10,140,897            | 10,196,049            |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） | 29,328                | 29,328                |

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                             | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |
|-----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）                 | 9,026,760                               | 8,400,237                               |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）            | 9,026,760                               | 8,400,237                               |
| （うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額） | （9,026,760）                             | （8,400,237）                             |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円）          | -                                       | -                                       |
| 普通株式の期中平均株式数（株）             | 29,328                                  | 29,328                                  |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

|          |          | 第32期中間会計期間<br>(2024年9月30日) |
|----------|----------|----------------------------|
| 科 目      | 注記<br>番号 | 金 額<br>(千円)                |
| (資産の部)   |          |                            |
| 流動資産     |          |                            |
| 現金及び預金   |          | 11,828,323                 |
| 分別金信託    |          | 100,000                    |
| 前払費用     |          | 442,503                    |
| 未収委託者報酬  |          | 1,892,301                  |
| 未収運用受託報酬 |          | 1,759,651                  |
| 未収投資助言報酬 |          | 4,202,288                  |
| 未収収益     |          | 6                          |
| その他      |          | 68,253                     |
| 流動資産計    |          | 20,293,327                 |
| 固定資産     |          |                            |
| 有形固定資産   | 1        | 799,111                    |
| 建物       |          | 560,992                    |
| 器具備品     |          | 238,119                    |
| 無形固定資産   |          | 4,594                      |
| 投資その他の資産 |          | 1,466,378                  |
| 投資有価証券   |          | 654,425                    |
| 長期差入保証金  |          | 364,462                    |
| 長期前払費用   |          | 5,800                      |
| 会員権      |          | 6,700                      |
| 繰延税金資産   |          | 434,990                    |
| 固定資産計    |          | 2,270,084                  |
| 資産合計     |          | 22,563,411                 |

|              |          | 第32期中間会計期間<br>(2024年9月30日) |
|--------------|----------|----------------------------|
| 科 目          | 注記<br>番号 | 金 額<br>(千円)                |
| (負債の部)       |          |                            |
| 流動負債         |          |                            |
| 預り金          |          | 209,666                    |
| 未払金          |          | 351,646                    |
| 未払運用委託料      |          | 994,866                    |
| 未払費用         |          | 320,402                    |
| 未払法人税等       |          | 1,513,231                  |
| 未払消費税等       |          | 109,010                    |
| 賞与引当金        |          | 432,012                    |
| 流動負債計        |          | 3,930,836                  |
| 固定負債         |          |                            |
| 退職給付引当金      |          | 304,564                    |
| 役員退任慰労引当金    |          | 16,400                     |
| 固定負債計        |          | 320,964                    |
| 負債合計         |          | 4,251,800                  |
| (純資産の部)      |          |                            |
| 株主資本         |          |                            |
| 資本金          |          | 1,466,400                  |
| 利益剰余金        |          |                            |
| 利益準備金        |          | 366,600                    |
| その他利益剰余金     |          | 16,390,915                 |
| 別途積立金        |          | 8,538,121                  |
| 繰越利益剰余金      |          | 7,852,793                  |
| 利益剰余金計       |          | 16,757,515                 |
| 株主資本計        |          | 18,223,915                 |
| 評価・換算差額等     |          |                            |
| その他有価証券評価差額金 |          | 87,696                     |
| 評価・換算差額等計    |          | 87,696                     |
| 純資産合計        |          | 18,311,611                 |
| 負債純資産合計      |          | 22,563,411                 |

## (2) 中間損益計算書

|              |          | 第32期中間会計期間<br>(自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日) |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 科 目          | 注記<br>番号 | 金 額<br>(千円)                                  |
| 営業収益         |          |                                              |
| 委託者報酬        |          | 3,698,910                                    |
| 運用受託報酬       |          | 3,965,809                                    |
| 投資助言報酬       |          | 3,266,410                                    |
| その他営業収益      |          | 10                                           |
| 営業収益計        |          | 10,931,140                                   |
| 営業費用         |          |                                              |
| 外部運用委託料      |          | 1,687,958                                    |
| 支払手数料        |          | 672,080                                      |
| その他          |          | 1,148,474                                    |
| 営業費用計        |          | 3,508,514                                    |
| 一般管理費        | 1        | 2,742,643                                    |
| 営業利益         |          | 4,679,982                                    |
| 営業外収益        | 2        | 42,923                                       |
| 営業外費用        | 3        | 6,159                                        |
| 経常利益         |          | 4,716,745                                    |
| 特別損失         | 4        | 245                                          |
| 税引前中間純利益     |          | 4,716,500                                    |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 1,448,026                                    |
| 法人税等調整額      |          | 1,422                                        |
| 法人税等合計       |          | 1,449,448                                    |
| 中間純利益        |          | 3,267,051                                    |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

| 項目                        | 株主資本      |         |           |                  |              |            |
|---------------------------|-----------|---------|-----------|------------------|--------------|------------|
|                           | 資本金       | 利益剰余金   |           |                  |              | 株主資本合計     |
|                           |           | 利益準備金   | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |            |
|                           |           |         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |            |
| 当期首残高                     | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 11,305,932       | 20,210,654   | 21,677,054 |
| 当中間期変動額                   |           |         |           |                  |              |            |
| 剰余金の配当                    |           |         |           | 6,720,190        | 6,720,190    | 6,720,190  |
| 中間純利益                     |           |         |           | 3,267,051        | 3,267,051    | 3,267,051  |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額(純額) |           |         |           |                  |              |            |
| 当中間期変動額合計                 | —         | —       | —         | 3,453,139        | 3,453,139    | 3,453,139  |
| 当中間期末残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 7,852,793        | 16,757,515   | 18,223,915 |

(単位：千円)

| 項目                        | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|----------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                     | 117,488          | 117,488        | 21,794,542 |
| 当中間期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                    |                  |                | 6,720,190  |
| 中間純利益                     |                  |                | 3,267,051  |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額(純額) | 29,791           | 29,791         | 29,791     |
| 当中間期変動額合計                 | 29,791           | 29,791         | 3,482,930  |
| 当中間期末残高                   | 87,696           | 87,696         | 18,311,611 |

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

| 第32期中間会計期間<br>(2024年9月30日) |           |
|----------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額           | 287,040千円 |

## （中間損益計算書関係）

| 第32期中間会計期間<br>(自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日) |          |
|----------------------------------------------|----------|
| 1 減価償却実施額                                    |          |
| 有形固定資産                                       | 66,287千円 |
| 無形固定資産                                       | 335千円    |
| 2 営業外収益の主要項目                                 |          |
| 受取配当金                                        | 39,706千円 |
| 受取利息                                         | 1,173千円  |
| 3 営業外費用の主要項目                                 |          |
| 投資有価証券償還損                                    | 5,821千円  |
| 4 特別損失の主要項目                                  |          |
| 固定資産除却損                                      | 245千円    |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類     | 当事業年度期首 | 当中間会計期間<br>増加 | 当中間会計期間<br>減少 | 当中間会計期間末 |
|-----------|---------|---------------|---------------|----------|
| 発行済株式     |         |               |               |          |
| 普通株式（株）   | 29,328  | -             | -             | 29,328   |
| A種優先株式（株） | 1       | -             | -             | 1        |
| B種優先株式（株） | 1       | -             | -             | 1        |
| 合計（株）     | 29,330  | -             | -             | 29,330   |

## 2．配当に関する事項

## (1)配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月24日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 5,916,455      | 5,916,455        | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |
|                      | B種優先株式 | 803,734        | 803,734          | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

|                                | 中間貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|--------------------------------|------------|---------|----|
| (1)有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券（*1） | 652,738    | 652,738 | -  |
| 資産計                            | 652,738    | 652,738 | -  |

（\*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

## ２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル １ の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル ２ の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル ３ の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

| 区分           | 時価    |         |       |         |
|--------------|-------|---------|-------|---------|
|              | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |       |         |       |         |
| 其他有価証券       |       |         |       |         |
| 投資信託         | -     | 652,738 | -     | 652,738 |
| 資産計          | -     | 652,738 | -     | 652,738 |

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

### (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

## 1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 2．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

|                            | 種類  | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------------|-----|------------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | その他 | 587,042    | 449,378 | 137,663 |
|                            | 小計  | 587,042    | 449,378 | 137,663 |
| 中間貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | その他 | 65,696     | 76,960  | 11,264  |
|                            | 小計  | 65,696     | 76,960  | 11,264  |
| 合計                         |     | 652,738    | 526,338 | 126,399 |

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## （デリバティブ取引関係）

第32期中間会計期間（2024年9月30日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

## （収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
  2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
  3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本        | ケイマン      | 合計         |
|-----------|-----------|------------|
| 9,269,528 | 1,661,611 | 10,931,140 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## ３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称                                    | 営業収益      | 関連するセグメント名 |
|------------------------------------------|-----------|------------|
| 農林中央金庫                                   | 5,118,800 | 投資運用業      |
| Maples Trustee Services (Cayman) Limited | 1,231,779 | 投資運用業      |
| 全国共済農業協同組合連合会                            | 929,976   | 投資運用業      |

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

## （１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                     | 第32期中間会計期間<br>(2024年9月30日) |
|-------------------------------------|----------------------------|
| １株当たり純資産額                           | 346,639円98銭                |
| (算定上の基礎)                            |                            |
| 純資産の部の合計額(千円)                       | 18,311,611                 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円)               | 8,145,353                  |
| (うちＡ種優先株式優先配当予定額・Ｂ種優先株式優先配当予定額)(千円) | (3,267,051)                |
| (うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額)(千円)   | (4,878,302)                |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)                | 10,166,257                 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)    | 29,328                     |

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                     | 第32期中間会計期間<br>(自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日) |
|-------------------------------------|----------------------------------------------|
| １株当たり中間純利益金額                        | - 銭                                          |
| (算定上の基礎)                            |                                              |
| 中間純利益金額(千円)                         | 3,267,051                                    |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                    | 3,267,051                                    |
| (うちＡ種優先株式優先配当予定額・Ｂ種優先株式優先配当予定額)(千円) | (3,267,051)                                  |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円)                  | -                                            |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                     | 29,328                                       |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額（2024年3月末日現在）

342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt; 再信託受託会社の概況 &gt;

名称

株式会社日本カストディ銀行

資本金の額（2024年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

| 名称              | 資本金の額<br>(単位：百万円)<br>(2024年3月末日現在) | 事業の内容                                                                                     |
|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林中央金庫          | 4,040,198                          | 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。 |
| 神奈川県信用農業協同組合連合会 | 1 300,478                          | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。                                                                 |
| 静岡県信用農業協同組合連合会  | 1 161,302                          |                                                                                           |
| 愛知県信用農業協同組合連合会  | 1 264,402                          |                                                                                           |
| 大阪府信用農業協同組合連合会  | 1 140,690                          |                                                                                           |
| 和歌山県信用農業協同組合連合会 | 1 57,883                           |                                                                                           |
| 仙台農業協同組合        | 4 6,664                            |                                                                                           |
| みやぎ登米農業協同組合     | 1 6,086                            |                                                                                           |
| 新みやぎ農業協同組合      | 1 10,043                           |                                                                                           |
| いしのまき農業協同組合     | 1 4,684                            |                                                                                           |
| みやぎ仙南農業協同組合     | 1 3,642                            |                                                                                           |
| 秋田しんせい農業協同組合    | 1 4,998                            |                                                                                           |
| 山形農業協同組合        | 1 3,812                            |                                                                                           |
| 鶴岡市農業協同組合       | 1 1,424                            |                                                                                           |
| ふくしま未来農業協同組合    | 1 16,470                           |                                                                                           |
| 北つくば農業協同組合      | 1 3,755                            |                                                                                           |
| はが野農業協同組合       | 1 3,946                            |                                                                                           |
| 那須南農業協同組合       | 1 1,165                            |                                                                                           |
| さいたま農業協同組合      | 1 8,228                            |                                                                                           |
| あさか野農業協同組合      | 1 848                              |                                                                                           |

|              |   |        |
|--------------|---|--------|
| いるま野農業協同組合   | 1 | 5,419  |
| 埼玉中央農業協同組合   | 1 | 2,277  |
| くまがや農業協同組合   | 1 | 2,697  |
| ほくさい農業協同組合   | 1 | 3,060  |
| 越谷市農業協同組合    | 1 | 1,933  |
| 南彩農業協同組合     | 1 | 2,888  |
| 埼玉みずほ農業協同組合  | 1 | 1,515  |
| さいかつ農業協同組合   | 1 | 1,796  |
| ふかや農業協同組合    | 1 | 1,644  |
| 横浜農業協同組合     | 1 | 11,538 |
| セレサ川崎農業協同組合  | 1 | 2,472  |
| よこすか葉山農業協同組合 | 1 | 1,312  |
| さがみ農業協同組合    | 1 | 4,954  |
| 湘南農業協同組合     | 1 | 3,102  |
| 秦野市農業協同組合    | 1 | 1,586  |
| かながわ西湘農業協同組合 | 1 | 2,337  |
| 厚木市農業協同組合    | 1 | 2,360  |
| 相模原市農業協同組合   | 1 | 824    |
| 神奈川つくい農業協同組合 | 1 | 729    |
| 長野ハヶ岳農業協同組合  | 1 | 3,917  |
| 信州うえだ農業協同組合  | 1 | 3,874  |
| 信州諏訪農業協同組合   | 1 | 6,022  |
| 上伊那農業協同組合    | 1 | 7,952  |
| みなみ信州農業協同組合  | 1 | 4,293  |
| 中野市農業協同組合    | 1 | 2,497  |
| ながの農業協同組合    | 1 | 13,173 |
| 新潟かがやき農業協同組合 | 1 | 12,412 |
| えちご中越農業協同組合  | 1 | 15,899 |
| 魚沼農業協同組合     | 2 | 7,961  |
| 小松市農業協同組合    | 1 | 2,131  |
| ぎふ農業協同組合     | 1 | 7,029  |
| 西美濃農業協同組合    | 1 | 4,365  |
| 陶都信用農業協同組合   | 1 | 1,584  |
| 東美濃農業協同組合    | 1 | 2,688  |
| 飛騨農業協同組合     | 1 | 6,532  |
| 富士伊豆農業協同組合   | 1 | 10,904 |
| 清水農業協同組合     | 1 | 2,830  |
| 静岡市農業協同組合    | 1 | 1,762  |
| 大井川農業協同組合    | 1 | 3,180  |
| ハイナン農業協同組合   | 1 | 795    |
| 掛川市農業協同組合    | 1 | 788    |
| 遠州夢咲農業協同組合   | 1 | 3,299  |
| 遠州中央農業協同組合   | 1 | 3,145  |
| とびあ浜松農業協同組合  | 1 | 3,576  |
| 三ヶ日町農業協同組合   | 1 | 288    |
| あいち尾東農業協同組合  | 1 | 1,165  |
| 愛知西農業協同組合    | 1 | 1,580  |
| あいち知多農業協同組合  | 1 | 6,524  |

|                   |   |                         |                                          |
|-------------------|---|-------------------------|------------------------------------------|
| あいち豊田農業協同組合       | 1 | 1,775                   |                                          |
| 愛知東農業協同組合         | 1 | 893                     |                                          |
| 伊勢農業協同組合          | 1 | 6,367                   |                                          |
| 伊賀ふるさと農業協同組合      | 1 | 3,987                   |                                          |
| 甲賀農業協同組合          | 1 | 2,628                   |                                          |
| 北大阪農業協同組合         | 1 | 1,761                   |                                          |
| 茨木市農業協同組合         | 1 | 1,175                   |                                          |
| 大阪泉州農業協同組合        | 1 | 1,853                   |                                          |
| いずみの農業協同組合        | 1 | 2,685                   |                                          |
| 堺市農業協同組合          | 1 | 1,199                   |                                          |
| 大阪南農業協同組合         | 1 | 3,464                   |                                          |
| グリーン大阪農業協同組合      | 1 | 1,349                   |                                          |
| 大阪中河内農業協同組合       | 1 | 4,030                   |                                          |
| 北河内農業協同組合         | 1 | 2,889                   |                                          |
| 大阪市農業協同組合         | 1 | 2,651                   |                                          |
| みのり農業協同組合         | 1 | 4,157                   |                                          |
| たじま農業協同組合         | 1 | 4,361                   |                                          |
| 淡路日の出農業協同組合       | 1 | 1,793                   |                                          |
| 奈良県農業協同組合         | 1 | 9,177                   |                                          |
| 和歌山県農業協同組合        | 4 | 93,345                  |                                          |
| 鳥取中央農業協同組合        | 1 | 3,449                   |                                          |
| 島根県農業協同組合         | 1 | 20,685                  |                                          |
| ひろしま農業協同組合        | 1 | 16,731                  |                                          |
| 山口県農業協同組合         | 1 | 16,172                  |                                          |
| 香川県農業協同組合         | 1 | 23,450                  |                                          |
| 宮崎県農業協同組合         | 3 | 25,271                  |                                          |
| 株式会社SBI証券         |   | 54,323                  | 「金融商品取引法」に定める<br>第一種金融商品取引業を営ん<br>でいます。  |
| 楽天証券株式会社          |   | 19,495                  |                                          |
| マネックス証券株式会社       |   | 13,195                  |                                          |
| 松井証券株式会社          |   | 11,945                  |                                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 |   | 7,196                   |                                          |
| moomoo証券株式会社      |   | 3,500<br>(2023年12月末日現在) | 保険業法に基づき監督官庁の<br>免許を受け、生命保険業を営<br>んでいます。 |
| 日本生命保険相互会社        |   | 1,450,000               |                                          |

- 1 出資金の額（2024年3月末日現在）
- 2 出資金の額（2024年2月1日見込み）
- 3 出資金の額（2024年4月1日現在）
- 4 出資金の額（2025年4月1日見込み）

## 2【関係業務の概要】

### （１）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

### （２）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫<sup>（注）</sup>と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

## 3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式および議決権を有しないＡ種優先株式を保有しており、持株比率は66.66%、議決権保有比率は66.66%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

### 第3【その他】

#### （１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

#### （２）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

#### （３）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

#### （４）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

#### （５）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 長尾 充 洋  
公認会計士 佐久間 啓

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年4月4日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 孝  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているN Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の2024年7月11日から2025年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の2025年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐久間 啓  
公認会計士 堀 敦 哉

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。